官報

発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕

○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（三一八）　二
○総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三一九）
○総合法律支援法施行令の一部を改正する政令（三二〇）

〔省　令〕

○総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令（**法務**四四）　二

〔**その他告示**〕

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件
（**法務**一一七）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件
（**外務**三四四～三四七）
○保安林の指定施業要件を変更する件
（**農林水産**一三八六～一三九二）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件
（**経済産業**一二九）　五
○水先人に免許を与えた件
（**国土交通**八六五）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**八六六）
○砂防法第二条の土地を指定する件
（**同**八六七～八六九）
○海上における射撃訓練を実施する件
（**防衛**一一〇五～一一一三）　七
○道路に関する件
（**九州地方整備局**一〇三～一〇五）　九
○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件（**最高裁**三）

〔**人事異動**〕

内閣　内閣府　国家公安委員会　警察庁　法務省　九

〔**皇室事項**〕

10

〔**官庁報告**〕

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　10
法　務
再審による無罪判決の公示
（名古屋高等裁判所金沢支部）　一一

〔**公　告**〕

諸事項

官庁

鬼怒川南部土地改良区連合役員の退任関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一二

会社その他

一三

本号で公布された法令のあらまし

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第三百十八号）（厚生労働省）

1　社会・援護局地域福祉課及び障害保健福祉部障害福祉課並びに老健局高齢者支援課の所掌事務として、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する基本方針並びに都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅事業、住宅確保要配慮者居住支援法人並びに住宅確保要配慮者居住支援協議会に関する事務を追加すること。（本則関係）

2　この政令は、令和七年十月一日から施行すること。（附則関係）

◇総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百十九号）（法務省）

総合法律支援法の一部を改正する法律（令和六年法律第十九号）の施行期日は、令和八年一月十三日とする。

◇総合法律支援法施行令の一部を改正する政令（政令第三百二十号）（法務省）

1　総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十条第一項第九号ロの政令で定める罪及び政令で定める程度の被害を定めることとする。（第十条の二関係）

2　この政令は、総合法律支援法の一部を改正する法律（令和六年法律第十九号）の施行の日（令和八年一月十三日）から施行する。（附則関係）

政令

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年九月十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十八号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百三条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）に規定する基本方針、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅事業、住宅確保要配慮者居住支援法人並びに住宅確保要配慮者居住支援協議会に関する事務のうち地域における社会福祉の増進に関すること。

第百十条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する基本方針、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅事業、住宅確保要配慮者居住支援法人並びに住宅確保要配慮者居住支援協議会に関する事務のうち障害者の福祉の増進に関すること。

第百十五条に次の一号を加える。

九　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する基本方針、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅事業、住宅確保要配慮者居住支援法人並びに住宅確保要配慮者居住支援協議会に関する事務のうち老人の福祉の増進に関すること。

附　則

この政令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年九月十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十九号

総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、総合法律支援法の一部を改正する法律（令和六年法律第十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年一月十三日とする。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

総合法律支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年九月十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十号

総合法律支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十条第一項第九号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　日本司法支援センター評価委員会（第二条―第十条）」を「第二章　日本司法支援センター評価委員会（第二条―第十条）」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　業務の範囲（法第三十条第一項第九号ロの政令で定める罪等）

第十条の二　法第三十条第一項第九号ロの政令で定める罪は、故意の犯罪行為により人を負傷させた罪とする。

2　法第三十条第一項第九号ロの政令で定める程度の被害は、負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が三月以上であるもの又はこれらが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）第二条第一項に規定する程度の身体上の障害が存するものとする。

附　則

この政令は、総合法律支援法の一部を改正する法律（令和六年法律第十九号）の施行の日（令和八年一月十三日）から施行する。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

省令

○法務省令第四十四号

総合法律支援法の一部を改正する法律（令和六年法律第十九号）の施行に伴い、及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十四条第二項の規定に基づき、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十日

法務大臣　鈴木　馨祐

総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

総合法律支援法施行規則（平成二十七年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項） **第四条**　法第三十四条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～五　略］ 六　法第三十条第一項第九号に規定する業務及びこれに附帯する業務に関し、次に掲げる事項 イ　援助の要件に関する事項 ロ　法律相談の実施に関する事項 ハ　法律事務及びこれに付随する事務の取扱いに係る契約の締結に関する事項 ニ　法律事務及びこれに付随する事務の取扱いに係る報酬並びに費用の算定の基準並びに支払に関する事項 ホ　その他同号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項 七　法第三十条第一項第十号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項 八　法第三十条第一項第十一号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項 九　法第三十条第一項第十二号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項 十～十三　［略］	（業務方法書に記載すべき事項） **第四条**　法第三十四条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～五　同上］ ［号を加える。］ 六　法第三十条第一項第九号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項 七　法第三十条第一項第十号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項 八　法第三十条第一項第十一号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項 九～十二　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、総合法律支援法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年一月十三日）から施行する。

その他告示

○法務省告示第百十七号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年九月十日　法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所

京都弁護士会

京都府京都市中京区富小路通丸太町下ル桝屋町一番地

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第七号及び第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年九月一日

○外務省告示第三百四十四号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年九月十日　外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年八月二十二日

発行年月日　令和七年二月十三日

旅券番号　ＭＪ四四二〇九八九

○外務省告示第三百四十五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年九月十日　外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年八月二十二日

発行年月日　令和七年五月十三日

旅券番号　ＭＶ〇一八三六五一

○外務省告示第三百四十六号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年九月十日　外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年八月二十二日

発行年月日　令和七年四月十六日

旅券番号　ＭＶ〇一二二五八七

○外務省告示第三百四十七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年九月十日　外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年八月二十二日

発行年月日　令和七年六月六日

旅券番号　ＭＶ〇二八〇八二一

○農林水産省告示第千三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月十日　農林水産大臣　小泉進次郎

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県熊野市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県熊野市・南牟婁郡御浜町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
熊野市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに熊野市役所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県熊野市・南牟婁郡御浜町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに熊野市役所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
津市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡幕別町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る立木の伐採を禁止する。
2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百二十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年九月十日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
令和七年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波	北海道 函館市 小樽市 室蘭市 釧路市 北見市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 紋別市 根室市 登別市 伊達市 石狩市 北斗市 松前郡松前町 松前郡福島町 上磯郡知内町 上磯郡木古内町 茅部郡鹿部町 茅部郡森町 二海郡八雲町 山越郡長万部町 寿都郡黒松内町 積丹郡積丹町 古平郡古平町 余市郡余市町 増毛郡増毛町 留萌郡小平町 苫前郡苫前町 苫前郡羽幌町 苫前郡初山別村 天塩郡遠別町 天塩郡天塩町 宗谷郡猿払村 枝幸郡浜頓別町 枝幸郡枝幸町 天塩郡豊富町 礼文郡礼文町 利尻郡利尻町 利尻郡利尻富士町 天塩郡幌延町 斜里郡斜里町 斜里郡小清水町 紋別郡湧別町 紋別郡興部町 紋別郡雄武町 虻田郡豊浦町 白老郡白老町 勇払郡厚真町 虻田郡洞爺湖町 勇払郡むかわ町 沙流郡日高町 新冠郡新冠町 浦河郡浦河町 様似郡様似町 幌泉郡えりも町 日高郡新ひだか町 広尾郡大樹町 広尾郡広尾町 中川郡豊頃町 十勝郡浦幌町 釧路郡釧路町 厚岸郡厚岸町 厚岸郡浜中町 白糠郡白糠町 野付郡別海町 標津郡標津町 目梨郡羅臼町 青森県 八戸市 三沢市 むつ市 東津軽郡外ヶ浜町 上北郡六ヶ所村 上北郡おいらせ町 下北郡風間浦村 下北郡佐井村 三戸郡階上町 岩手県 宮古市 大船渡市 久慈市	令和七年七月三十日から令和七年十二月九日まで

	陸前高田市 釜石市 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡普代村 九戸郡野田村 九戸郡洋野町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 多賀城市 岩沼市 東松島市 亘理郡亘理町 亘理郡山元町 宮城郡松島町 宮城郡七ヶ浜町 宮城郡利府町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	いわき市 双葉郡広野町 相馬郡新地町
静岡県	静岡市 沼津市 伊東市 富士市 磐田市 下田市 伊豆市 賀茂郡東伊豆町
三重県	鳥羽市 志摩市

○国土交通省告示第八百六十五号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十日　国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四六四号	横山　卓矢	静岡県	令和七年八月二十六日	田子の浦水先区

○国土交通省告示第八百六十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月十日　国土交通大臣　中野　洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1732	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業施設建築物B－1街区」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	森ビル株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	令和7年8月22日

○国土交通省告示第八百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

仙ヶ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県桐生市梅田町一丁目の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線及び一点と十六点を昭和四十二年建設省告示第千百五十七号で指定した金沢に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°27′14.9399″	139°21′48.0204″
2	36°27′14.7817″	139°21′46.7583″
3	36°27′16.2151″	139°21′43.7309″
4	36°27′15.2608″	139°21′42.8024″
5	36°27′13.9565″	139°21′41.1340″
6	36°27′15.1050″	139°21′38.7715″
7	36°27′15.4872″	139°21′38.9086″
8	36°27′15.2607″	139°21′40.6011″
9	36°27′17.9004″	139°21′42.1494″
10	36°27′18.6527″	139°21′43.2368″
11	36°27′20.1021″	139°21′43.6338″
12	36°27′20.1025″	139°21′44.0221″
13	36°27′18.9608″	139°21′43.8973″
14	36°27′17.6955″	139°21′43.1061″
15	36°27′16.7335″	139°21′45.3951″
16	36°27′15.3730″	139°21′47.5435″

○国土交通省告示第八百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　下田川
二　砂防法第二条の土地の表示
　宮崎県小林市須木下田の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°03′59.4430″	131°04′37.5946″
2	32°03′58.9147″	131°04′36.6345″
3	32°03′58.2896″	131°04′36.2673″
4	32°03′57.6845″	131°04′35.0500″
5	32°03′57.6636″	131°04′31.9179″
6	32°03′57.7104″	131°04′31.8532″
7	32°03′58.0896″	131°04′31.7402″
8	32°03′58.6364″	131°04′32.3379″
9	32°03′58.9384″	131°04′34.5980″
10	32°03′59.6067″	131°04′34.8367″
11	32°03′59.8593″	131°04′35.1321″
12	32°03′59.8548″	131°04′35.6167″
13	32°03′59.2664″	131°04′36.1144″
14	32°03′59.3662″	131°04′36.3467″
15	32°03′59.4336″	131°04′36.6014″
16	32°03′59.5038″	131°04′36.6277″
17	32°03′59.6658″	131°04′37.0270″
18	32°03′59.8001″	131°04′37.2926″

○国土交通省告示第八百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　霧島火山備蓄ヤード
二　砂防法第二条の土地の表示
　宮崎県えびの市大字原田の区域内の土地のうち、次の一点から三十八点までを順次結んだ線及び一点と三十八点を県道生駒高原北西方線の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	31°59′03.6244″	130°53′30.5677″
2	31°59′03.5301″	130°53′30.6388″
3	31°59′03.2532″	130°53′30.6036″
4	31°59′03.0864″	130°53′30.4778″
5	31°59′02.8998″	130°53′30.3466″
6	31°59′02.6255″	130°53′30.1787″
7	31°59′02.2842″	130°53′30.0468″
8	31°59′01.9235″	130°53′29.9972″
9	31°59′01.5506″	130°53′29.9629″
10	31°59′01.2941″	130°53′29.9184″
11	31°59′01.0360″	130°53′29.8313″
12	31°59′00.8173″	130°53′29.7165″
13	31°59′00.5803″	130°53′29.5434″
14	31°59′00.3617″	130°53′29.3245″
15	31°58′59.8949″	130°53′28.7894″
16	31°58′59.4292″	130°53′28.2575″
17	31°58′59.3323″	130°53′28.1491″
18	31°58′59.2144″	130°53′28.0451″
19	31°58′59.1281″	130°53′27.9866″
20	31°58′58.9383″	130°53′27.8804″
21	31°58′58.7174″	130°53′27.8079″
22	31°58′58.4391″	130°53′27.7667″
23	31°58′58.1519″	130°53′27.6587″
24	31°58′57.8409″	130°53′27.3544″
25	31°58′57.6351″	130°53′27.0920″
26	31°58′57.6130″	130°53′27.0638″
27	31°58′57.4331″	130°53′26.8344″
28	31°58′57.2282″	130°53′26.5867″
29	31°58′57.0259″	130°53′26.4000″
30	31°58′56.8321″	130°53′26.2522″
31	31°58′56.5985″	130°53′26.1148″
32	31°58′56.3663″	130°53′25.9890″
33	31°58′56.1388″	130°53′25.8169″
34	31°58′55.9206″	130°53′25.5437″
35	31°58′55.8625″	130°53′25.4266″
36	31°58′56.2405″	130°53′24.8022″
37	31°58′56.5208″	130°53′24.3391″
38	31°58′56.6317″	130°53′24.2538″

○防衛省告示第二百五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

目　時　令和七年九月二十四日（予備、同月二十五日及び同月二十六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒
　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒
　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒
　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒
　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒
　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒
　東経一三三度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
　三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

目　時　令和七年九月十五日から同月十九日及び同月二十三日から同月二十六日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から北側で(イ)と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒
　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒
　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒
　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒
　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒
　東経一四一度〇五分一四秒

(カ) 北緯三三度三四分二九秒
東経一四〇度二五分四七秒
(キ) 北緯三四度三一分一二秒
東経一四〇度〇七分四八秒
(ク) 北緯三三度四七分〇六秒
東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ) 北緯三四度一一分二一秒
東経一四〇度一四分〇九秒

自衛艦十隻

実施艦

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

その他

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日　防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十六日及び同月二十四日（予備、同月十七日、同月十八日及び同月二十五日から同月二十八日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア) 北緯三二度二〇分一二秒
北緯三一度四七分一二秒
(イ) 東経一二八度四五分五二秒
(ウ) 東経一二九度〇九分五二秒
(エ)

実施艦

自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

その他

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日　防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十六日及び同月十七日（予備、同月十八日から同月二十日）の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア) 北緯三七度〇〇分一一秒
東経一三四度五九分五〇秒
(イ) 北緯三七度二二分一一秒
東経一三五度三九分四九秒
(ウ) 北緯三七度〇二分一一秒
東経一三五度三九分四九秒
(エ) 北緯三六度四〇分一一秒
東経一三四度五九分五〇秒

自衛艦九隻

実施艦

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

その他

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日　防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十五日及び同月二十四日（予備、同月十六日から同月二十三日及び同月二十五日から同月二十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア) 北緯二六度二三分一四秒
東経一二八度一九分五三秒
(イ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経一二九度〇九分五二秒
(ウ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経一三〇度五九分五二秒
(エ) 北緯二六度一〇分一五秒
東経一三〇度五九分五二秒

実施艦

自衛艦十三隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

その他

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日　防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月二十四日（予備、同月二十五日から同月二十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア) 北緯二五度四一分一五秒
東経一二八度五一分五三秒
(イ) 北緯二五度四八分三七秒
東経一二九度〇二分一九秒
(ウ) 北緯二五度四四分一五秒
東経一二九度二五分五二秒
(エ) 北緯二五度四四分一五秒
東経一三〇度一〇分五二秒
(オ) 北緯二五度四三分二四秒
東経一三〇度三五分五二秒
(カ) 北緯二五度四一分一五秒
東経一三〇度四四分五二秒
(キ) 北緯二四度五三分一五秒
東経一三〇度〇三分五二秒

自衛艦十三隻

実施艦

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

その他

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日　防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十七日（予備、同月十六日及び同月十八日から同月二十日）の〇五〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

自衛艦九隻

実施艦

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

その他

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日　防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十七日（予備、同月十六日及び同月十八日から同月二十日）の〇五〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

自衛艦九隻

実施艦

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

その他

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日　防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年九月十五日及び同月二十三日から同月二十六日の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○九州地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二十号　垂水市牛根境字境崎一五〇二番一から同市牛根境字境崎一五〇一番三まで　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月十日

○九州地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
熊本県玉名郡玉東町大字上木葉字竹ノ下三一番一から同町大字木葉字土生野七六一番五まで	前	一一・一七～二〇・八三メートル
	後	一〇・九四～二七・〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百八号　熊本県玉名郡玉東町大字上木葉字竹ノ下三一番一から同町大字木葉字土生野原六九四番三まで　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月十日

○最高裁判所告示第三号

最高裁判所判事宇賀克也の退官に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者は、令和七年九月三日互選の結果、次のとおり決定した。

最高裁判所判事　岡村　和美

令和七年九月十日　最高裁判所長官　今崎　幸彦

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理解職

国務大臣　小泉進次郎

環境大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　小泉進次郎

内閣府特命担当大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を免ずる（以上九月五日）

国務大臣　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免ずる（九月六日）

○防衛大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

防衛大臣中谷元海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（九月八日）

（警察庁長官官房付）警視長　髙塚　洋志

内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部運用情報管理課長）に転任させる

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）に併任する

（警察庁警備局付）警視長　淡路　恵介

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部運用情報管理課長）内閣事務官　安田　貴司

警察庁に出向させる

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）の併任を解除する

（警察庁警備局付）警視監　松下　徹

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（警察庁警備局付）警視監　則包　卓嗣

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（以上九月八日）

内閣府

（警視庁総務部長）警視監　松下　徹

警察共済組合監事に任命する

（静岡県警察本部長）同　久田　誠

警察共済組合監事を免ずる

田口　紀子　島村　英

預金保険機構理事に任命する（各通）（以上九月八日）

国家公安委員会

（京都府警察本部刑事部長）警視長　田中　靖之

石川県警察本部長を命ずる

（警察庁生活安全局生活経済対策管理官）同　中村振一郎

島根県警察本部長を命ずる（以上八月二十二日）

警察庁

（東北管区警察局長）警視監　小山　巌

辞職を承認する

（関東管区警察局総務監察部長兼広域調整部長）同　岸田　憲夫

東北管区警察局長を命ずる

（千葉県警察本部警備部長）警視正　宮廻　好彦

警察庁長官官房参事官（拉致問題対策担当）兼警備局付を命ずる

（中日本高速道路株式会社東京支社副支社長）小野　宏樹

警視長に任命する

警察庁生活安全局生活経済対策管理官を命ずる

（広島県警察本部警務部長兼広島市警察部長）警視正　武田　一志
警察大学校警備教養部長を命ずる
（警察大学校特別捜査幹部研修所長）警視監　櫻井　美香
警察大学校警備教養部長事務取扱を免ずる
（島根県警察本部長）同　丸山　直紀
関東管区警察局総務監察部長兼広域調整部長を命ずる（以上八月二十二日）

法　務　省

（福井地方検察庁検事正）検事　河原　将一
最高検察庁検事に配置換する
（福岡地方検察庁小倉支部長）同　岡本　貴幸
福井地方検察庁検事正に配置換する
（名古屋高等検察庁刑事部長）同　石島　正貴
福岡地方検察庁検事に配置換する
福岡地方検察庁小倉支部勤務を命ずる
福岡地方検察庁小倉支部長を命ずる
（佐賀地方検察庁検事正）同　山上　富蔵
最高検察庁検事に配置換する
（名古屋地方検察庁次席検事）同　堂免　雅樹
佐賀地方検察庁検事正に配置換する
（福岡高等検察庁刑事部長）同　野村　安秀
名古屋地方検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁次席検事を命ずる
（東京地方検察庁検事兼東京法務局訟務部付）検事兼法務事務官　輿水　将利
法務省訟務局付に併任する
東京法務局訟務部付の併任を解除する
（札幌高等検察庁検事札幌法務局訟務部長法務総合研究所札幌支所教官）検事　三好　一生
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する
法務総合研究所札幌支所教官に充てることを解く
（津地方検察庁検事）同　永井　絢子
千葉地方検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事）同　奥田　洋平
名古屋高等検察庁検事に配置換する
名古屋高等検察庁刑事部長を命ずる
（同）同　鵜野澤　亮
福岡高等検察庁検事に配置換する
福岡高等検察庁刑事部長を命ずる
（山形地方検察庁検事兼山形地方検察庁米沢支部長）同　久能　裕斗
仙台地方検察庁検事に配置換する
山形地方検察庁米沢支部勤務を免ずる
山形地方検察庁米沢支部長を免ずる
（仙台地方検察庁検事）同　三宅　珠理
山形地方検察庁検事に配置換する
かねて山形地方検察庁米沢支部勤務を命ずる
かねて山形地方検察庁米沢支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　井上満帆子
高松地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）検事　長谷川麻理
法務事務官（東京法務局訟務部付）に併任する
（東京地方検察庁検事法務省訟務局付法務省訟務局参事官）前田　佳行
札幌地方検察庁検事に配置換する
札幌法務局訟務部長に充てる
かねて法務総合研究所札幌支所教官に充てる
法務省訟務局参事官に充てることを解く（以上九月一日）
（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　山野　宏基
福岡地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（九月三日）
（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房国際課付）検事兼法務事務官　河野　龍三
外務省に出向させる
法務事務官（法務省大臣官房国際課付）の併任を解除する　萩原　秀紀
検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する
公証人分科会に所属させる
任期は令和七年十二月三十一日までとする　中田　和範
検察官・公証人特別任用等審査会委員を免ずる（以上九月五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、タジキスタンの独立記念日につき、九月八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の２第２項第１号に規定する訓練の実施について、無線従事者規則（平成２年郵政省令第18号）第60条第２項の規定により次のとおり公示する。

令和７年９月10日　総務大臣　村上誠一郎

1　訓練の実施期日及び時間　令和８年１月21日（水）から同月23日（金）までの３日間、午前９時から午後４時まで

2　訓練の実施場所　〒185－8795　東京都国分寺市泉町２－11－16　総務省情報通信政策研究所

3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

(1)　受付期間　令和７年10月20日（月）から同年11月20日（木）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、令和７年11月20日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(2)　来庁時の受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時から午後１時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4　申請書の提出先　申請書は、無線従事者の免許を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060－8795 北海道札幌市北区北８条西２－１－１　札幌第１合同庁舎
東北総合通信局	〒980－8795 宮城県仙台市青葉区本町３－２－23　仙台第２合同庁舎
関東総合通信局	〒102－8795 東京都千代田区九段南１－２－１　九段第３合同庁舎
信越総合通信局	〒380－8795 長野県長野市旭町1108　長野第１合同庁舎
北陸総合通信局	〒920－8795 石川県金沢市広坂２－２－60　金沢広坂合同庁舎
東海総合通信局	〒461－8795 愛知県名古屋市東区白壁１－15－１　名古屋合同庁舎第３号館
近畿総合通信局	〒540－8795 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44　大阪合同庁舎第１号館４階
中国総合通信局	〒730－8795 広島県広島市中区東白島町19－36
四国総合通信局	〒790－8795 愛媛県松山市味酒町２－14－４
九州総合通信局	〒860－8795 熊本県熊本市西区春日２－10－１　熊本地方合同庁舎Ａ棟
沖縄総合通信事務所	〒900－8795 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎３号館４階

5　その他

⑴　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも訓練を行うことがある。

⑵　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。

⑶　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。

⑷　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

法　　務

再審による無罪判決の公示

前川彰司（昭和四〇年五月一四日生）に対して、「昭和六一年三月一九日午後九時四〇分前後頃、福井市内の市営団地の居室において、被害者（当時一五歳）に対し、灰皿でその頭部を数回殴打し、電気カーペットのコードでその首を締め、包丁でその顔面、頸部、胸部等をめった突きにし、よってその頃、同所において、同人を脳挫傷、窒息、失血等により死亡させ、もって殺害した」との公訴事実につき、当裁判所は、第一審福井地方裁判所の無罪判決を破棄し、有罪の判決を言い渡し、同判決が確定していたところ、当裁判所において再審の結果、令和七年七月一八日、被告人に対し無罪を言い渡した右第一審判決に事実の誤認はないとして控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、同再審判決は確定した。

名古屋高等裁判所金沢支部

公　　告

諸　事　項

鬼怒川南部土地改良区連合役員の退任の公告

茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨城県筑西市に事務所を有する鬼怒川南部土地改良区連合から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第19項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和７年９月10日

関東農政局長　安東　　隆

退任

役職	氏名	住所
理事	曽雌　康一	栃木県小山市大字梁1222番地
〃	田村　　豊	栃木県小山市大字高椅750番地

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和７年（家）第５０１３号

東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
代表者代表取締役　須藤　　洋
本籍福井県鯖江市上河端町第68号２番地、最後の住所福井県丹生郡越前町樫津第29号14番地１（登記記録上の住所福井県丹生郡宮崎村樫津第29号14番地１）、死亡の場所福井県福井市、死亡年月日令和５年２月７日、出生の場所愛媛県今治市、出生年月日昭和31年６月26日、職業不明
被相続人　亡　西川　直子
福井県越前市蓬莱町３番32号　蓬莱ビル２階
相続財産清算人　弁護士　市川　亮平
催告期間満了日　令和８年３月21日

福井家庭裁判所武生支部

令和７年（家）第７０８４号

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地１
申立人　飯綱町
本籍長野県上水内郡飯綱町大字牟礼993番地、最後の住所長野県上水内郡飯綱町大字牟礼993番地１、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日令和７年４月13日、出生の場所長野県上水内郡信濃町、出生年月日昭和36年３月10日、職業会社員
被相続人　亡　武野　　晃
長野市中御所岡田町18－３いちりん法律事務所
相続財産清算人　弁護士　河辺　悠介
催告期間満了日　令和８年３月26日

長野家庭裁判所

令和７年（家）第８０８５号

静岡県駿東郡清水町柿田132番地の19
申立人　式本　　裕
本籍静岡県沼津市志下205番地１、最後の住所静岡県沼津市志下205番地の１、死亡の場所静岡県沼津市、死亡年月日推定令和６年６月20日、出生の場所静岡県沼津市、出生年月日昭和34年２月27日、職業不明
被相続人　亡　式本　匡洋
静岡県三島市本町14番17号シーショア三島本町401　さいとう法律事務所
相続財産清算人　齋藤　雄太
催告期間満了日　令和８年３月31日

静岡家庭裁判所沼津支部

令和７年（家）第２００５９号

静岡県沼津市通横町23番地
申立人　スルガ銀行株式会社
本籍静岡県浜松市中区上島４丁目731番地７、最後の住所浜松市北区都田町7555番地の47都ケアセンター、死亡の場所静岡県浜松市北区、死亡年月日令和４年４月６日、出生の場所静岡県浜名郡神久呂村、出生年月日昭和27年２月11日、職業不明
被相続人　亡　木村　信夫
浜松市中央区田町230番地の17田町ファーストビル５階田畑・岩田法律事務所
相続財産清算人　武田　明子
催告期間満了日　令和８年３月28日

静岡家庭裁判所浜松支部

令和７年（家）第４０８４号

奈良県大和郡山市新町146
申立人　川本　正明
本籍大阪府大阪市浪速区恵美須西２丁目14番、最後の住所大阪府柏原市法善寺２丁目15番22－503号　グランシャリオ法善寺、死亡の場所大阪府大阪市中央区、死亡年月日令和６年９月１日、出生の場所大阪府吹田市、出生年月日昭和43年12月23日、職業自営業
被相続人　亡　川田　孝二
事務所大阪市中央区難波３丁目７番12号ＧＰ・ＧＡＴＥビル７階
相続財産清算人　弁護士　川瀬まやな
催告期間満了日　令和８年４月６日

大阪家庭裁判所堺支部

令和７年（家）第４１９０号

大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１
申立人　藤和さやまハイタウン管理組合
本籍広島県三原市中之町６丁目1530番地２、最後の住所大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１　Ｂ－1017号室、死亡の場所大阪府大阪狭山市、死亡年月日令和６年10月18日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和28年５月29日、職業無職
被相続人　亡　中本　芳典
事務所大阪市北区野崎町７番８号　梅田パークビル５階
相続財産清算人　弁護士　岡﨑　倫子
催告期間満了日　令和８年４月６日

大阪家庭裁判所堺支部

令和７年（家）第８５号

島根県松江市東津田町1741番地３
申立人　社会福祉法人島根県社会福祉協議会
本籍島根県安来市安来町382番地８、最後の住所島根県安来市安来町382番地８、死亡の場所島根県安来市、死亡年月日令和６年３月11日、出生の場所島根県仁多郡仁多町、出生年月日大正13年７月25日、職業不詳
被相続人　亡　植田　益子
島根県松江市母衣町95　弁護士法人アジュール法律事務所
相続財産清算人　弁護士　西村　信之
催告期間満了日　令和８年４月22日

松江家庭裁判所

令和７年（家）第９０３８号

長崎市音無町９番62号
申立人　金井　政壽
本籍長崎県長崎市音無町９番、最後の住所長崎市音無町９番16号、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日令和６年２月３日、出生の場所長崎県長崎市、出生年月日昭和36年８月18日、職業不明
被相続人　亡　高橋　啓子
長崎市魚の町７番21－503号
相続財産清算人　司法書士　谷　　晋輔
催告期間満了日　令和８年３月25日

長崎家庭裁判所

令和７年（家）第９０４９号
愛知県豊田市東山町５丁目1098番地17
申立人　中村つや子
本籍長崎県長崎市野母町487番地イ、最後の住所長崎市野母町487番地１、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日令和６年９月25日、出生の場所長崎県西彼杵郡野母崎町、出生年月日昭和３年６月17日、職業無職
被相続人　亡　木村ツヨ子
長崎市魚の町１番23―104号一瀬司法書士事務所
相続財産清算人　司法書士　一瀬　昌徳
催告期間満了日　令和８年３月20日
長崎家庭裁判所

令和７年（家）第７７３号
東京都町田市南大谷１丁目20番７号
申立人　松田まり子
本籍東京都新宿区西新宿８丁目181番地、最後の住所函館市戸倉町15番24号ビラミカエルＶ205号、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日令和６年１月21日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和19年３月７日、職業不明
被相続人　亡　荒木　斌雄
函館市大手町16番12号オフィスダイワ２Ｆ
相続財産清算人　河野　正樹
催告期間満了日　令和８年３月27日
函館家庭裁判所

令和７年（家）第１３５号
宮城県気仙沼市四反田２番地18
申立人　佐々木節子
本籍宮城県気仙沼市四反田２番地18、最後の住所宮城県気仙沼市四反田２番地18、死亡の場所宮城県気仙沼市、死亡年月日令和６年12月12日、出生の場所宮城県気仙沼市、出生年月日昭和45年11月４日、職業会社員
被相続人　亡　佐々木隆一
宮城県本吉郡南三陸町志津川廻館15番地156、事務所宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田144番地26
相続財産清算人　司法書士　白石　陽一
催告期間満了日　令和８年４月24日
仙台家庭裁判所気仙沼支部

令和７年（家）第７０５３号
千葉県印西市木下南２―16―１
申立人　渡井　明男
本籍東京都江戸川区平井２丁目11番、最後の住所千葉県山武郡芝山町新井田445番地324、死亡の場所千葉県山武郡芝山町、死亡年月日令和６年４月18日、出生の場所静岡県富士郡富丘村、出生年月日昭和８年７月28日、職業無職
被相続人　亡　渡井　德喜
事務所千葉市中央区中央３丁目10番４号マーキュリー千葉９階みどり総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　島﨑　嘉成
催告期間満了日　令和８年４月25日
千葉家庭裁判所八日市場支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和７年（へ）第２号
福島県郡山市堤下町１番10号　ナイスエスアリーナ荒池公園1001号
申立人　郡司　洋一
権利の届出の終期　令和７年11月25日
令和７年８月１日　郡山簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　田村郡小野町大字小野新町字門番99番１
宅地　186.45平方メートル
⑵登記年月日番号　福島地方法務局郡山支局明治33年12月24日受付第3965号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治33年10月１日設定
目的　建物所有
存続期間　明治33年10月１日より明治43年９月30日迄
地代　１ケ年金６円
支払期　毎年４月20日12月20日
地上権者　田村郡小野新町大字小野新町字本町43番地
郡司　要

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和７年（家）第３２４号
神奈川県相模原市緑区若葉台１丁目９番地９
申立人　三上　富郎
本籍北海道室蘭市海岸町２丁目46番地、最後の住所神奈川県相模原市小山702番地の２
不在者　三上　睦夫
大正８年１月18日生
届出期間満了日　令和７年12月26日
横浜家庭裁判所相模原支部

令和７年（家）第１６０９号
静岡県藤枝市田沼１丁目18番２号土屋ビル305号
申立人　不在者細川良博不在者財産管理人弁護士　宮田　逸江
本籍長野県飯田市白山町１丁目6458番地、最後の住所大阪府交野市倉治８丁目12番24号
不在者　細川　良博
昭和43年９月８日生
届出期間満了日　令和８年１月５日
大阪家庭裁判所

令和７年（家）第６１３２号
東京都葛飾区南水元４―15―20
申立人　岸川　武司
本籍東京都葛飾区柴又２丁目224番地、最後の住所東京都葛飾区新宿町４丁目224番地
不在者　岸川　彰
明治39年２月11日生
届出期間満了日　令和７年12月24日
東京家庭裁判所

令和７年（家）第６０２号
茨城県稲敷郡阿見町南平台１―５―５
申立人　山口　一美
本籍茨城県稲敷市下根本1702番地、最後の住所茨城県稲敷市下根本1702番地
不在者　山口　敏男
昭和15年６月25日生
届出期間満了日　令和７年12月26日
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部

失踪宣告

令和６年（家）第２２９６号
本籍名古屋市港区港栄３丁目５番、最後の住所名古屋市港区港栄３丁目５番10号
不在者　今田　智
平成９年７月30日生
令和７年８月23日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和６年（家）第３０４号
本籍大阪府大阪市東住吉区中野１丁目１番地、最後の住所奈良県御所市大字櫛羅236番地
不在者　金田　和伸
昭和38年７月24日生
令和７年８月28日失踪宣告審判確定
奈良家庭裁判所葛城支部裁判所書記官

令和６年（家）第３７９号
本籍佐賀県唐津市東唐津３丁目275番地、最後の住所不明
不在者　小嶋サツキ
大正５年４月１日生
令和７年８月23日失踪宣告審判確定
大分家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和７年（へ）第１号
岐阜県多治見市笠原町字向島2455番地36
申立人　株式会社日興セラミックス・コンポジット
代表者代表取締役　増田　博哉
権利を争う旨の申述の終期　令和７年８月15日
令和７年８月26日　瀬戸簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　９通
⑴手形番号　627594
金額　3,005,437円
支払期日　令和７年３月６日
支払地　愛知県瀬戸市前田町
支払場所　瀬戸信用金庫瀬戸東支店
振出日　令和６年10月15日
振出地　愛知県瀬戸市
振出人　株式会社ワイエス　代表取締役　山田　隆夫
受取人　申立人
最終所持人　申立人

⑵手形番号　629052
金額　2,654,887円
支払期日　令和７年４月６日
振出日　令和６年11月15日
⑶手形番号　629084
金額　684,184円
支払期日　令和７年４月６日
振出日　令和６年８月15日
⑷手形番号　629068
金額　2,645,406円
支払期日　令和７年５月６日
振出日　令和６年12月15日
⑸手形番号　629085
金額　1,000,000円
支払期日　令和７年５月６日
振出日　令和６年８月15日
⑹手形番号　629086
金額　1,000,000円
支払期日　令和７年６月６日
振出日　令和６年８月15日
⑺手形番号　629087
金額　2,434,034円
支払期日　令和７年６月６日
振出日　令和７年１月15日
⑵ないし⑺の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ
⑻手形番号　ＢＨ00756
金額　491,700円
支払期日　令和７年５月10日
支払地　愛知県尾張旭市
支払場所　株式会社十六銀行尾張旭支店
振出日　令和７年１月10日
振出地　白地
振出人　株式会社イワサキ　代表取締役　岩﨑　巌
⑼手形番号　ＢＨ00758
金額　452,760円
支払期日　令和７年６月10日
振出日　令和７年２月10日
⑼の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人は⑻の約束手形の記載に同じ。⑻及び⑼の約束手形の受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第６１０１号
東京都日野市東豊田１丁目15番地の28
債務者　アイ・エヌ株式会社
代表者代表取締役　中山　真一
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻山　　剛
4　破産債権の届出期間　令和７年９月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５００号
川崎市多摩区登戸632番地２
債務者　有限会社伸工業
代表者代表取締役　菅野　　伸
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　賢也
4　破産債権の届出期間　令和７年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年12月９日午前10時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第１８８６号
愛知県豊明市西川町島原９番地３
債務者　株式会社日本環境センター
代表者代表取締役　野々山泰彦
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真家　茂樹
4　破産債権の届出期間　令和７年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年12月３日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２１５７号
名古屋市中区千代田３丁目９番10号
債務者　株式会社デスタレーション
代表者代表取締役　永井　幸造
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上松健太郎
4　破産債権の届出期間　令和７年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月14日午前11時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１８７２号
横浜市緑区長津田町2133―１パナビレッジＤ棟
債務者　株式会社イーエスケー
特別代理人　室井　純子
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸節　　統
4　破産債権の届出期間　令和７年10月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年12月11日午前10時
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１９３７号
横浜市都筑区茅ケ崎南２丁目19番20―２号
債務者　オクトライフ株式会社
代表者代表取締役　小澤　圭司
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　訓幸
4　破産債権の届出期間　令和７年10月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年12月１日午前11時40分
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１９５号
長崎県長崎市平野町14番７号
債務者　ＤＥＩＴｚ株式会社
代表取締役　山本　宗男
1　決定年月日時　令和７年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　和彦
4　破産債権の届出期間　令和７年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年12月５日午後２時30分
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２５１号
埼玉県熊谷市円光１丁目２番16号
債務者　有限会社山口化学産業
代表者代表取締役　山口　敏克
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　雅史
4　破産債権の届出期間　令和７年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年12月２日午前11時45分
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第２１１号
岐阜県海津市海津町萱野142番地
債務者　有限会社ダイテック
代表者代表取締役　水口　康典
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　慎一
4　破産債権の届出期間　令和７年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月21日午後１時30分
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第２６３号
岡山県井原市井原町514番地の１
債務者　株式会社福屋本店
代表者代表取締役　松井　　淳
1　決定年月日時　令和７年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　立名
4　破産債権の届出期間　令和７年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年12月４日午前10時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第９０号
最後の住所　宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字小屋ノ口167番地
債務者　亡和田俊一郎相続財産
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　清則
4　破産債権の届出期間　令和７年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月12日午後２時45分
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和７年（フ）第４０７号
神奈川県座間市南栗原２丁目２番45―201号
コスモさがみ野
債務者　シンセンミート株式会社
代表者代表取締役　奥崎　理一
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　哲
4　破産債権の届出期間　令和７年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年12月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第３９３５号
大阪市阿倍野区阪南町６丁目１番３号
債務者　株式会社ＴＯＲＩＫＯ
代表者代表取締役　佐古　誠治
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西岡　健介
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４０８２号
京都市北区紫野西泉堂町62番地
債務者　株式会社Ｇｒｅｅｎ　Ｓｍｉｌｅ
代表者代表取締役　橘　佳慶
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　俊順
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第１３１２号
東京都西東京市下保谷２丁目６番11―205号
債務者　志良堂　敦
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　敦
4　破産債権の届出期間　令和７年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年10月29日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和７年10月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１１３３号
東京都三鷹市上連雀５丁目５番11号レビュー三鷹101
債務者　丹野　誠
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木之下隼人
4　破産債権の届出期間　令和７年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年11月５日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和７年11月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１４６２号
東京都小平市喜平町３丁目２番13―508号
債務者　金子康太郎
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　準子
4　破産債権の届出期間　令和７年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年11月７日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和７年11月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１４３５号
神奈川県横浜市栄区飯島町1102番地17グリーンフォレストＡ203
債務者　小山内　愛
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙野太一朗
4　破産債権の届出期間　令和７年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年11月26日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年11月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２２５号
北海道旭川市大町２条１丁目６番地の114
債務者　相澤　裕二
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　善康
4　破産債権の届出期間　令和７年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年12月11日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年12月４日まで
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５０６号
埼玉県川越市大字笠幡3781番地11
債務者　森井　翔太
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月５日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年10月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１５６号
鹿児島市郡元町６番６号　てーちハウス３―Ｂ号、前住所北海道北斗市追分４丁目11番15号
債務者　山田　貴之
1　決定年月日時　令和７年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　大観
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年10月29日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年10月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１５７号
鹿児島市下福元町8070番地20　プロムナードⅦ　203号、前住所北海道北斗市追分４丁目11番15号　スペースプリウス　101号
債務者　長谷　祐也
1　決定年月日時　令和７年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　大観
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年10月29日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年10月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第３５７号
北九州市若松区鴨生田４丁目８番６号（レピュート鴨生田103）
債務者　大西　美穂
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第５６６号
北九州市門司区旧門司２丁目13番２―51号
債務者　綴木　克実
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　覚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月６日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第８９号
鹿児島県阿久根市港町22番地
債務者　松岡　重成
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河口友一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年10月31日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年10月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和７年（フ）第９２号
茨城県北茨城市関南町神岡下183番地、前住所東京都立川市曙町３丁目26番10号　プライムレジデンス　アルファ　205
債務者　菊池　大樹
1　決定年月日時　令和７年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間友則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月10日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和７年（フ）第９７号
茨城県日立市東金沢町２丁目26番６号
債務者　新倉　道子
1　決定年月日時　令和７年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和７年（フ）第８９号
新潟県村上市寝屋70番地
債務者　富樫　圭太
1　決定年月日時　令和７年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月５日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和７年（フ）第９５号
新潟県新発田市大栄町６丁目７番30号９　フラッツ大栄Ｂ号室、住民票上の住所新潟県胎内市高畑1048番地３
債務者　佐藤　敏幸
1　決定年月日時　令和７年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月19日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和７年（フ）第１０４号
香川県丸亀市郡家町838番地４
債務者　佐藤　　豊
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和７年（フ）第１６号
福岡県嘉麻市下山田68番地25　山田あさひが丘団地111号
債務者　宇野　　誠
1　決定年月日時　令和７年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月10日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和７年（フ）第５７号
福岡県飯塚市相田312番地20　市営清水谷第２住宅３棟323号
債務者　安武亜由美
1　決定年月日時　令和７年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石美紗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和７年（フ）第１２２号
群馬県前橋市広瀬町２丁目５番地21
債務者　和久井正こと　ＫＩＭ　ＪＥＯＮＧＨＯＵＮ　金　　正勲
1　決定年月日時　令和７年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　龍朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年12月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年10月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第２０２号
群馬県前橋市下小出町１丁目32番地６　エーダイロイヤルプラザ　703号
債務者　三上　章広
1　決定年月日時　令和７年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　祐助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和７年10月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第２６４号
新潟市西区五十嵐２の町8725番地２　コーポ若竹105号
債務者　中尾　昌吾
1　決定年月日時　令和７年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　孝規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年10月28日まで
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３４５号
鹿児島市加治屋町７番８号　アンシャンテパリＩ　207号
債務者　武　　雅彦
1　決定年月日時　令和７年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　和貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年10月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１００号
兵庫県宝塚市口谷東１丁目１番10―304号
債務者　川島　翔大
1　決定年月日時　令和７年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月27日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年10月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第１００号
広島県呉市仁方中筋町10番28号
債務者　原垣内　充
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年10月29日まで
広島地方裁判所呉支部

令和７年（フ）第２３８号
鹿児島市宇宿１丁目14番20号　サンクレア宇宿202号、前住所鹿児島市紫原６丁目27番11号　ツインパーク307号
債務者　小柳　竜一
1　決定年月日時　令和７年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保々　恵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年10月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１４９号
兵庫県宝塚市光明町15番16号　さくらハイツ201号
債務者　野澤　照子
1　決定年月日時　令和７年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　絵里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月27日午前10時35分
5　免責意見申述期間　令和７年10月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和６年（フ）第４３号
徳島県美馬市脇町字拝原844番地３　フレグランス拝原202
債務者　木下　達也
1　決定年月日時　令和７年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月25日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年10月30日まで
徳島地方裁判所美馬支部

令和７年（フ）第７２８号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字塚元41番地16
債務者　鈴木　慎二
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　由麻
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第８５７号
仙台市泉区八乙女３丁目２番地の４　コープ野村八乙女公園ウエストウイング1103、従前の住所仙台市青葉区宮町１丁目４番44号　グランツ花京院203
債務者　久我　遥香（旧姓岩本）
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大泉　光央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年12月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第８９４号
仙台市青葉区藤松７番８号　サンハイム101、従前の住所長野市大字西長野往生地1183番地９　ジョナサン202
債務者　成田　　亮
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木悠輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月28日午前10時20分
５　免責意見申述期間　令和７年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第９１６号
仙台市太白区四郎丸字神明61番地の16
債務者　小田嶋　葵
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高島　梨香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月21日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第４４７号
岡山県玉野市東高崎24番地246、旧住所岡山市南区万倍182番地　ファミーユ万倍Ｂ―202
債務者　木多　烈人
１　決定年月日時　令和７年９月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東川　芳美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月25日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和７年10月31日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１０３号
広島市東区矢賀４丁目４番16―804号
債務者　宮本　三佳（旧姓豊福）
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細田　元彰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月21日午前11時
５　免責意見申述期間　令和７年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７３０号
広島市東区東蟹屋町６番９―303号
債務者　藤原　　凌
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山根　嗣朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月17日午前10時15分
５　免責意見申述期間　令和７年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７４０号
広島市南区比治山本町４番５―602号
債務者　住吉　　就
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　京野　垂日
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月17日午前10時
５　免責意見申述期間　令和７年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７４６号
広島県廿日市市宮内２丁目２番５号
債務者　濵本　　奏
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増原あゆみ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第９３号
岩手県北上市常盤台１丁目７番５―201号　ヴィラナリー常盤台
債務者　和田　芳彦
１　決定年月日時　令和７年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年12月18日午前11時
５　免責意見申述期間　令和７年11月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（フ）第５７号
岩手県一関市萩荘字下宇津野54番地、住民票上の住所岩手県一関市山目字寺前53番地１
債務者　是川　晃治
１　決定年月日時　令和７年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森﨑　信介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月10日午後１時45分
５　免責意見申述期間　令和７年11月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和７年（フ）第３８号
宮城県登米市津山町横山字本町121番地26　津山横山本町住宅Ｄ―７号、従前の住所宮城県登米市迫町北方字石打坂91番地１　スマイルハウスむさし
債務者　平山　　勉
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東田　正平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月25日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和７年11月４日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和７年（フ）第１５０号
山形県東根市神町営団大通り２号
債務者　松田　綾子
１　決定年月日時　令和７年９月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邊　大輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月15日午前10時45分
５　免責意見申述期間　令和７年11月４日まで
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１５３号
山形市小白川町４丁目８番１―209号　クレールアイ小白川
債務者　庄司　孝明
１　決定年月日時　令和７年９月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本間　佳子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月27日午前10時50分
５　免責意見申述期間　令和７年11月４日まで
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１６５号
山形市深町１丁目４番40号　ラポール深町３105号、前住所山形市桜田東１丁目13番10号レジデンス羽角　201号
債務者　伊藤　　龍
１　決定年月日時　令和７年９月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　及川　俊和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年12月４日午前10時20分
５　免責意見申述期間　令和７年11月４日まで
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８９号
茨城県日立市本宮町１丁目７番３号
債務者　和田　凌弥
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐久間友則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月17日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和７年11月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和６年（フ）第６１０５号
大阪市東住吉区鷹合１丁目７番20号　ふぁみーゆ鷹合　302号
債務者　池田　達也
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芦田　祐典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月17日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和７年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６１６５号
大阪府吹田市長野東11番20―603号
債務者　寳谷　昭治
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河野　秀樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月17日午後２時
５　免責意見申述期間　令和７年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５１９号
神戸市垂水区千代が丘２丁目５番７号　102号、従前の住所神戸市須磨区多井畑南町３番地の５　デルフィオーレ須磨305号
債務者　木村勝こと　朴　　昌雲
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　別所　美保
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月26日午前10時45分
５　免責意見申述期間　令和７年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２９号
兵庫県伊丹市御願塚８丁目３番17―202号
債務者　夢商館こと　富澤　英敏
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　一典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月27日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年11月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第３９号
愛媛県今治市大西町紺原甲755番地５　グランドソレーユＡ棟　101号、前住所愛媛県今治市大西町別府2417番地９　オーシャンブルーＴ・Ｓ、前々住所愛媛県今治市大西町新町甲481番地
債務者　田坂　一真
1　決定年月日時　令和７年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　真之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年12月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年11月４日まで
松山地方裁判所今治支部

令和７年（フ）第１９号
福岡県筑後市大字長浜764番地１　プレミスト長浜２号地、前住所福岡市中央区港１丁目２番18―2007号　ＫＤＸレジデンス大濠ハーバービュータワー
債務者　柿田　竜吾
1　決定年月日時　令和７年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和７年11月４日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和７年（フ）第４４６号
熊本県菊池郡菊陽町沖野３丁目10番27―202号　三松荘
債務者　後藤　優積
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年11月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３０１号
鹿児島市紫原６丁目38番14号　第２米山ハイツ301号
債務者　小嶋　幹彦
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝川　慎二
4　免責意見申述期間　令和７年10月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第３６５号
宮崎市大字芳士985番地１　フラワーマンション花ケ島４番館503号
債務者　的場　龍二
1　決定年月日時　令和７年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　完如
4　免責意見申述期間　令和７年10月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５６９号
大阪府交野市私部５丁目４番20号
債務者　西村あづさ
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀野　健一
4　免責意見申述期間　令和７年11月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４０８１号
京都市北区大宮西脇台町５番地３
債務者　橘　　佳慶
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　俊順
4　免責意見申述期間　令和７年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和７年（フ）第１３４号
群馬県太田市新井町235番地１　新井市営住宅1953号
債務者　矢内　仁子
1　決定年月日時　令和７年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第１３９号
群馬県太田市新田市町144番地１、前住所群馬県太田市鳥山中町1577番地３　今井ハイツＢ―１号
債務者　山根　美沙
1　決定年月日時　令和７年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第１４３号
群馬県太田市矢場町2986番地
債務者　金井　　淳
1　決定年月日時　令和７年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第１４４号
群馬県館林市諏訪町1474番地の16
債務者　菊地　美幸
1　決定年月日時　令和７年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第１４６号
群馬県太田市大島町333番地15　アムールガーデン105号
債務者　畠山　直哉
1　決定年月日時　令和７年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第１３６１号
さいたま市大宮区三橋４丁目669番地２　グランデ203号室
債務者　久保田美和
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１４４７号
さいたま市浦和区常盤５丁目３番２号　近代常盤ハイツ201
債務者　松本　怜佳（旧姓髙野）
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第４８０号
埼玉県草加市瀬崎６丁目20番10―302号、旧住所埼玉県草加市瀬崎３丁目６番16―308号
債務者　黒崎　洋文
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２６２号
埼玉県深谷市小前田1647番地１　住宅型有料老人ホーム　どんぐり
債務者　兼頼世根正
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第２８２号
埼玉県比企郡小川町大字腰越328番地８
債務者　渡邊　孝男
１　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第１２３０号
東京都八王子市子安町１丁目30番13号グレイス・ヴィラ101号
債務者　山科　　修（旧姓遠藤）
１　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１３２５号
東京都八王子市宮下町608番地さくら第２八王子ハウス
債務者　宮内菜桜美
１　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１４５３号
東京都清瀬市竹丘１丁目17番60号
債務者　國友　弘之
１　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第３２３号
岡山県倉敷市玉島乙島5796番地61
債務者　岡本　浩平
１　決定年月日時　令和７年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第２７４号
岡山県総社市門田1375番地　ハイツミキ105号
債務者　池田　直樹
１　決定年月日時　令和７年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第４３号
山形県酒田市南新町１丁目６番６号
債務者　五十嵐江里子
１　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和７年（フ）第１９０号
群馬県高崎市飯塚町758番地３　アーバングリーンⅠ　205号
債務者　横坂　　葵
１　決定年月日時　令和７年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第１２９５号
東京都あきる野市菅生614番地17
債務者　井上　大樹
１　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１４１０号
東京都小金井市緑町５丁目15番14号コガネイアイビーハウス101
債務者　本田　雅紀
１　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第３３９号
相模原市中央区富士見６－10－５　横浜刑務所相模原拘置支所内、住民票上の住所相模原市南区新戸2028番地１　ＫＴハウスＡ101
債務者　徳永　　等
１　決定年月日時　令和７年８月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第５２号
京都府亀岡市畑野町千ケ畑西山５番地37
債務者　村尾　正博
１　決定年月日時　令和７年８月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月24日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和７年（フ）第１４２８号
福岡県大野城市下大利２丁目20番４－302号ハイストリート浅川Ⅰ
債務者　深堀　仁美
１　決定年月日時　令和７年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１５１３号
福岡市東区名島２丁目23番22－102号　秋桜名島
債務者　前田　　祥
１　決定年月日時　令和７年８月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１５５０号
福岡市博多区比恵町19番５－203号　ラフォーレ博多
債務者　井元あさみ
１　決定年月日時　令和７年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第７６号
北海道北見市北斗町３丁目７番１号　第２コーポ野尻２号
債務者　島　香緒里（旧姓深瀬）
１　決定年月日時　令和７年９月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和７年（フ）第２３７号
盛岡市みたけ４丁目８番46号、前住所栃木県栃木市祝町２番10－２号　ミニュートワルツⅡ－101号
債務者　石田　由紀
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第６３号
群馬県みどり市笠懸町鹿3017番地２
債務者　大崎　実加
１　決定年月日時　令和７年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第４７０号
川崎市川崎区鋼管通２－４－２　モデラート101、住民票上の住所川崎市川崎区鋼管通２丁目10番15号
債務者　宮崎　綾子
１　決定年月日時　令和７年８月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第４４３号
静岡県焼津市鰯ケ島18－２、住民票上の住所静岡市清水区飯田町４番15号
債務者　遠藤美奈子
１　決定年月日時　令和７年８月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１３５０号
福岡県那珂川市五郎丸３丁目５番22号
債務者　竹田　晴菜
１　決定年月日時　令和７年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１４０３号
福岡市中央区高砂２丁目23番16―702号　クレスティア天神サウス
債務者　大亀　裕加
１　決定年月日時　令和７年８月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１４１２号
福岡市東区御島崎１丁目４番507号
債務者　谷川　竜介
１　決定年月日時　令和７年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１４３０号
福岡県春日市春日９丁目96番地　シャトル春日1102号
債務者　藤高　真吾（旧姓大島）
１　決定年月日時　令和７年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１４３１号
福岡市早良区南庄４丁目13番９－404号　室見団地
債務者　清島　明子
１　決定年月日時　令和７年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１４４６号
福岡市西区姪の浜５丁目１番８号　グローリーハイツ　403号
債務者　三澤　　心
１　決定年月日時　令和７年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１４６１号
福岡県朝倉郡筑前町原地蔵2232番地14
債務者　高尾　優花
１　決定年月日時　令和７年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１４７４号
福岡市東区箱崎３丁目２番２－1002号　サンロージュ箱崎駅前
債務者　三上　詩織
１　決定年月日時　令和７年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１４８５号
福岡市早良区藤崎１丁目７番12―201号　ライラック藤崎
債務者　野上　浩次
１　決定年月日時　令和７年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１４９４号
福岡市南区的場１丁目９番３号　ホワイトヴィラ３号館103号
債務者　板井ミヨ子
１　決定年月日時　令和７年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１４９８号
福岡市東区多の津５丁目５番８－207号　抱樸館福岡
債務者　佐藤　陽一
１　決定年月日時　令和７年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１５００号
福岡県宗像市池田3100番地13
債務者　江上　詠子
１　決定年月日時　令和７年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１５０５号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原西１丁目11番29号日の出荘　203号
債務者　大保　直美（旧姓吉原）
１　決定年月日時　令和７年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１５１７号
福岡市東区原田２丁目９番16―201号　Ｇ１ａｎｚ
債務者　江島　萌香
１　決定年月日時　令和７年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１５２０号
福岡県宗像市吉留1754番地
債務者　藤田　秀美
1　決定年月日時　令和７年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１５３１号
福岡市博多区寿町３丁目４番15―202号　南福岡ルネッサンス、前住所福岡市博多区那珂４丁目18番５―502号　ＭＡＳＴ筑紫通り
債務者　戸部田高志
1　決定年月日時　令和７年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１５４８号
福岡市南区大楠１丁目33番13―607号　ピュアドーム高宮アクセラ、前住所福岡市博多区築港本町７番14―820号　エンクレストベイサイド通り
債務者　濵　　優香
1　決定年月日時　令和７年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１５５１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1004番地　コンフォール305号、前住所福岡県糟屋郡久山町大字久原2554番地１
債務者　三好あかね（旧姓水流）
1　決定年月日時　令和７年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１５６１号
福岡県春日市岡本３丁目19番地１
債務者　櫻木　美惠
1　決定年月日時　令和７年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第３７７３号
大阪市西成区長橋２丁目６番19号
債務者　新井晃秀こと　朴　　晃秀
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月29日まで
5　免責審尋期日　令和７年11月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３８３７号
大阪府東大阪市六万寺町３丁目２番１号　オークウッド　201、前住所大阪府東大阪市旭町12番28号
債務者　前嶋　悠斗
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月29日まで
5　免責審尋期日　令和７年11月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４０２１号
大阪市西淀川区野里１丁目22番４号　プレアール塚本Ⅲ　405号室
債務者　岡本　　都
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月29日まで
5　免責審尋期日　令和７年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４０３３号
大阪市鶴見区横堤３丁目６番18号　シャーメゾン横堤　201
債務者　村松　瑛智
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年10月29日まで
5　免責審尋期日　令和７年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和７年（フ）第６７４号
広島市西区己斐本町２丁目12番10号
破産者　松田　順子
1　主文　当裁判所が令和７年７月28日午後５時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「広島市西区中広町１丁目７番６―703号」とあるのを、「広島市西区己斐本町２丁目12番10号」と更正する。
2　決定年月日　令和７年８月25日
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６７５号
広島市西区己斐本町２丁目12番10号
破産者　松田　　貢
1　主文　当裁判所が令和７年７月28日午後５時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「広島市西区中広町１丁目７番６―703号」とあるのを、「広島市西区己斐本町２丁目12番10号」と更正する。
2　決定年月日　令和７年８月25日
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結

令和６年（フ）第６５７３号
東京都台東区三ノ輪１丁目22―３―102
破産者　広瀬　健二
1　決定年月日　令和７年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２６８号
東京都豊島区池袋２丁目54―９―802
破産者　鴨澤　広泰
1　決定年月日　令和７年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５４８号
東京都江東区東砂２丁目13―２―206
破産者　竹内　　弘
1　決定年月日　令和７年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７４７号
東京都港区南青山７―１―14―815
破産者　株式会社カリアッジジャパン
1　決定年月日　令和７年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２３２０号
東京都足立区千住橋戸町１―20　ＡＱＵＡＶＩＳＴＡ1408
破産者　株式会社カンガルーポイント
1　決定年月日　令和７年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第１６４号
神奈川県三浦市三崎５丁目245番地７
破産者　有限会社ヤマキボシ
１　決定年月日　令和７年８月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和６年（フ）第３５７号
栃木県日光市土沢473番地14　若草ハイツ205、前住所栃木県日光市板橋3184番地18
破産者　切畑　博樹
１　決定年月日　令和７年８月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第４９６号
栃木県さくら市草川70番地　県営草川第三住宅１号棟35号室、開始決定時の住所栃木県宇都宮市松風台1159番地243
破産者　インテリアのぐちこと　野口　　正
１　決定年月日　令和７年８月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第７４９号
宮城県登米市津山町横山字本町121番地26
津山横山本町住宅９号
破産者　山田　直己
１　決定年月日　令和７年８月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和５年（フ）第６０５７号
東京都港区白金台４丁目20－９－408
破産者　小林　敬次
１　決定年月日　令和７年８月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２０６号
東京都中央区銀座１丁目22番11号２階
破産者　明徳通商株式会社
１　決定年月日　令和７年８月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８６９号
東京都足立区伊興３丁目14－１－106
破産者　リンチャンツこと　林　　佳治
１　決定年月日　令和７年８月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１８８号
宮城県名取市杜せきのした１丁目２番地の７　ＭＫＫビル３Ｆ
破産者　有限会社仙台綜合技研
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和４年（フ）第１３２２号
埼玉県春日部市備後東２丁目５番41号、破産手続開始決定時の住所埼玉県春日部市備後東２丁目11番８号　アネックス春日部６－101
破産者　亡加藤典昭相続財産
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第９４３号
さいたま市岩槻区東岩槻４丁目12番地６
破産者　有限会社堀川総建
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第１７０４号
さいたま市見沼区御蔵1227－５
破産者　ｅｓｐｌｕｓ　ｄｅｓｉｇｎ株式会社
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和５年（フ）第４７３５号
大阪市東住吉区公園南矢田３－１－９
破産者　株式会社ＴＭＴ
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４８７９号
大阪市平野区平野西４丁目７番26号
破産者　株式会社河野店舗製作所
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５０４８号
大阪市中央区東平２丁目１番28号
破産者　しまだ洋行不動産株式会社
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２２３４号
東京都町田市常盤町3594番地１
破産者　永野　隆士
１　決定年月日　令和７年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和５年（フ）第５２４２号
（最後の住所）大阪府吹田市原町４丁目10番19号
破産者　被相続人亡山田幸司相続財産
１　決定年月日　令和７年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和５年（フ）第５２６６号
大阪市淀川区東三国５丁目12番６－305号
破産者　株式会社ベンリッチ
１　決定年月日　令和７年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２４６０号
大阪府八尾市太田新町７丁目37番地１
破産者　株式会社ＭＵＧＥＮモールド製作所
１　決定年月日　令和７年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４２６６号
大阪市鶴見区鶴見４丁目１番２号ソーレブリアンテ今福鶴見（Ｒｅ：ＺＯＮＥ今福鶴見01）210号室
破産者　株式会社ハウスパートナー
１　決定年月日　令和７年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和５年（フ）第２６７号
鹿児島市松原町10番25号　フォレスト５205号、前住所鹿児島市下荒田３丁目９番２号Ｙ’ｓＢＬＤⅥ　103号
破産者　清水　絵聖
1　決定年月日　令和７年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１７９号
名古屋市北区西味鋺１丁目927番地　パビリオン庄内３－Ｆ号
破産者　杉山　正城
1　決定年月日　令和７年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第５２号
愛媛県今治市北日吉町２丁目９番５号　プリムローズ北日吉Ⅲ　201、前住所宮崎市田代町183番地10　サンパルＢ棟203号
破産者　上島　　智
1　決定年月日　令和７年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和６年（フ）第１７号
栃木県佐野市若宮上町２番地11
破産者　芝口　治郎
1　決定年月日　令和７年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和６年（フ）第１３６号
長崎県諫早市小船越町1136番地６　Ｐｒｉｍａ　Ｖｉｓｔａ　201号、開始決定時の住所長崎県諫早市小川町620番地72
破産者　中山健太郎
1　決定年月日　令和７年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和６年（フ）第１７３号
鹿児島市広木２丁目66番15号
破産者　小田　憲司
1　決定年月日　令和７年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和６年（フ）第２０２０号
札幌市豊平区平岸２条12丁目１番１―304号
破産者　中屋敷　宏
1　決定年月日　令和７年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２１号
青森県八戸市大字石手洗字泉筋12番地６
破産者　山野内一博
1　決定年月日　令和７年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和５年（フ）第１７５２号
さいたま市南区文蔵４丁目12番15号、開始決定時の住所埼玉県川口市坂下町３丁目18番24号
破産者　神澤　賢也
1　決定年月日　令和７年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第１７０５号
さいたま市緑区東浦和６丁目８番地７　ヴィオレットガルテン101
破産者　新谷　修一
1　決定年月日　令和７年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和５年（フ）第５８１５号
大阪府枚方市東香里１丁目23番16―105号
破産者　溝口　　修
法定代理人成年後見人　田川　隆博
1　決定年月日　令和７年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第９９６号
大阪市中央区久太郎町１丁目６番12号　ラクラス堺筋本町1302号室、開始決定時大阪府吹田市原町１丁目25番５号　(302)
破産者　岡　　大樹
1　決定年月日　令和７年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２４６２号
大阪府寝屋川市萱島桜園町４番13号(403号)、開始決定時大阪府寝屋川市萱島東２丁目13番10号
破産者　國分　弘幸
1　決定年月日　令和７年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３８０３号
大阪市福島区野田２丁目16番29　西野田住宅308号室、開始決定時大阪市福島区大開２丁目10番８号　山崎アパート　201号
破産者　森重公美子
1　決定年月日　令和７年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３００号
大阪市住吉区沢之町１丁目11番17号　プラタ３　405号
破産者　阿部　浩典
1　決定年月日　令和７年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２４８号
熊本市北区清水岩倉１丁目６番５号　清水ヶ丘荘203、破産開始決定時の住所熊本市北区兎谷２丁目２番８号　ＭＨ　北熊本　302
破産者　坂中あゆみ
1　決定年月日　令和７年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第２８５号
宮城県石巻市開北３丁目５番１号　レオパレスロハスＢ102号、開始決定時の住所仙台市宮城野区福室１丁目14番２号　レオパレストータスⅢ―201
破産者　佐藤　隆志
1　決定年月日　令和７年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２９１号
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目26番13―602号
破産者　柿崎　好恵
1　決定年月日　令和７年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２３４号
神奈川県南足柄市塚原4504番地50
破産者　住吉　秀夫
1　決定年月日　令和７年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和６年（フ）第６０４号
神奈川県平塚市中堂６番27―１号
破産者　根岸　　徹
1　決定年月日　令和７年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和６年（フ）第１０４９号
大阪市浪速区敷津西２丁目１―９　セレニテ難波リアン1306、住民票上の住所大阪府摂津市昭和園７番12―711号
破産者　佐藤　翔一
1　決定年月日　令和７年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２３１９号
大阪府高槻市日吉台六番町33番７号
破産者　小野　良信
1　決定年月日　令和７年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２８５１号
大阪府箕面市桜ケ丘４丁目12番35号
破産者　福山　拓也
1　決定年月日　令和７年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３２４８号
大阪府東大阪市大蓮東３丁目14番10号　グロースコート大蓮東303号、開始決定時大阪府東大阪市大蓮北３丁目５番20号　エクセル７　203号
破産者　ティーズメタルこと　湯川　豊一
1　決定年月日　令和７年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５４０１号
大阪府豊中市柴原町１丁目１番33号　103号、前住所大阪府豊中市蛍池東町４丁目２番18号
破産者　家ピカ本舗豊中蛍池店こと　村上　義信
1　決定年月日　令和７年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６１８０号
大阪府東大阪市川田２丁目26番12号　高野荘101
破産者　ワイラインこと　養松　佳将
1　決定年月日　令和７年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和７年（フ）第３９号
北九州市小倉南区朽網西４丁目22番４号日豊団地400―105号（前住所　福岡県行橋市大字流末1277番地３　心の駅行橋、福岡県行橋市大字上津熊207番地８）
破産者　岡田　和男
1　破産債権の届出期間　令和７年９月22日まで
2　一般調査期日　令和７年10月23日午前11時40分
令和７年９月１日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和７年（フ）第６８５号
埼玉県川口市芝１丁目26番２―510号　Ｔ’ｓ　ｇａｒｄｅｎ蕨Ⅱ
破産者　長谷川瑠美
1　破産債権の届出期間　令和７年10月１日まで
2　一般調査期日　令和７年10月27日午後１時50分
令和７年９月１日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１９号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2399番地１
破産者　友松　佑介
1　破産債権の届出期間　令和７年10月２日まで
2　一般調査期日　令和７年12月１日午後２時30分
令和７年９月１日
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和６年（フ）第３２７４号
大阪市西区新町１丁目18番18号　702、前住所大阪市天王寺区空堀町７番14号
破産者　長峰幸一郎
1　破産債権の届出期間　令和７年10月６日まで
2　一般調査期日　令和７年11月６日午後１時50分
令和７年９月１日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１４８号
大阪市西成区千本南１丁目20番17号　シティーハイツ玉出　406号
破産者　岩橋　　悟
1　破産債権の届出期間　令和７年10月６日まで
2　一般調査期日　令和７年11月６日午後２時20分
令和７年９月１日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５５０２号
大阪府枚方市長尾谷町２丁目１番地の１（101）、前住所大阪府枚方市長尾西町１丁目28番７―319号
破産者　コスモグローバルホリスティックライフ教育研究所こと　石井　隆之
1　破産債権の届出期間　令和７年10月14日まで
2　一般調査期日　令和７年11月20日午後２時20分
令和７年９月１日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５８号
茨城県日立市大みか町２丁目14番14号
破産者　清水　義弘
1　破産債権の届出期間　令和７年10月16日まで
2　一般調査期日　令和７年12月１日午前10時30分
令和７年９月１日　水戸地方裁判所日立支部

令和６年（フ）第３３号
岩手県釜石市中妻町３丁目11番５号　フォレスト202号
破産者　株式会社ネクストホーム
1　破産債権の届出期間　令和７年10月22日まで
2　一般調査期日　令和７年11月25日午前11時
令和７年９月１日
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

債権者集会招集

令和６年（フ）第５０６１号
大阪府寝屋川市仁和寺本町３丁目９番17号
破産者　株式会社ＯＫＡＺＵ総研
１　期日　令和７年11月27日午後１時30分
２　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和７年８月28日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５０６２号
大阪府寝屋川市上神田１丁目19番30号（102号）、前住所大阪府寝屋川市高柳５丁目30番３号
破産者　室谷　和宏
１　期日　令和７年11月27日午後１時30分
２　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和７年８月28日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和７年（フ）第７００号
大阪府寝屋川市木屋元町９番39号
破産者　前田　直樹
異議申述期間　令和７年10月27日まで
令和７年９月１日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８７６号
大阪市東淀川区大道南２丁目16番21号　ノルデンハイム大道　305号
破産者　岡島　早苗
異議申述期間　令和７年10月27日まで
令和７年９月１日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３０２３号
大阪府泉佐野市南中樫井672番地１
清算株式会社　佐野第一交通株式会社
代表清算人　磯本　博之
１　決定年月日　令和７年８月28日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　前項の弁済は、本件協定債権者に持参して支払う。
３　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が前項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
大阪地方裁判所第６民事部

更生計画案議決権行使方法等

令和７年（ミ）第１号
名古屋市北区中切町１丁目84番地
更生会社　愛知電熱株式会社
１　議決権行使の方法
書面投票による行使
２　投票期間
令和７年８月28日から同年９月30日まで
３　決議の組分け
更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限
令和７年９月16日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

令和７年（再）第１号
奈良市中登美ヶ丘６丁目９番１―312号
再生債務者　名津井吉裕
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　奈良市高天町19―１　奈良今西ビル４階　古都の風法律事務所　弁護士　北岡秀晃
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　多額の借財
ウ　和解及び仲裁合意
エ　別除権の目的である財産の受戻し
令和７年８月28日　奈良地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和７年（再イ）第２０号
兵庫県伊丹市桑津４丁目１番１―403号
再生債務者　柳川英姫こと　李　英姫（ＬＥＥ　ＹＥＯＮＧ　ＨＩ）
１　決定年月日時　令和７年８月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月17日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月１日から令和７年10月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和７年（再イ）第２１号
兵庫県伊丹市寺本３丁目９番地の５
再生債務者　福島　隆公
１　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月19日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月３日から令和７年10月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和７年（再イ）第４８号
栃木県日光市文挟町195番地16
再生債務者　福田　考芳
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月22日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月６日から令和７年10月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（再イ）第１７号
栃木県那須塩原市埼玉６番地1161
再生債務者　デリケートゾーンケア専門ＡＶＲＯＲＡこと　鈴木　千尋
１　決定年月日時　令和７年９月１日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月22日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月６日から令和７年10月14日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和７年（再イ）第１２５号
埼玉県戸田市大字新曽357番地　（藤和シティホームズ戸田405号室）
再生債務者　坂本　雅人
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月22日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月６日から令和７年10月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（再イ）第２５号
相模原市中央区東淵野辺５丁目10番16号
再生債務者　榎本　昇
１　決定年月日時　令和７年９月１日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月22日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月６日から令和７年10月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部２係

令和７年（再イ）第４１号
岐阜市本荘西３丁目86番地
再生債務者　葛西　廣一
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月22日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月６日から令和７年10月14日まで
岐阜地方裁判所

令和７年（再イ）第１８号
兵庫県宝塚市千種４丁目６番24号
再生債務者　赤坂　啓三
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月22日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月６日から令和７年10月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和７年（再イ）第５５号
兵庫県尼崎市昭和南通７丁目180番地の１レーヴメゾン尼崎昭和通701
再生債務者　櫻木　　剛
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月22日まで
4　一般異議申述期間　令和７年９月29日から令和７年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和７年（再イ）第５７号
兵庫県西宮市東鳴尾町１丁目10番26号
再生債務者　塚原　久史
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月22日まで
4　一般異議申述期間　令和７年９月29日から令和７年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和７年（再イ）第６０号
兵庫県西宮市泉町１番95―516号
再生債務者　木下　　映
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月22日まで
4　一般異議申述期間　令和７年９月29日から令和７年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和７年（再イ）第６号
鳥取県倉吉市関金町安歩600番地２
再生債務者　山口　貴頂
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月22日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月６日から令和７年10月14日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和７年（再イ）第７号
鳥取県東伯郡琴浦町大字三本杉1145番地
再生債務者　門上　峰登
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月22日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月６日から令和７年10月14日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和７年（再イ）第１７４号
札幌市豊平区中の島２条３丁目５番17―203号
再生債務者　八幡　幸樹
1　決定年月日時　令和７年９月２日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月24日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月７日から令和７年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第１７７号
北海道江別市朝日町16番地　Ｋ３―13
再生債務者　金子　信一
1　決定年月日時　令和７年９月２日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月24日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月７日から令和７年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第１７８号
札幌市清田区平岡２条１丁目１番33号　クニテールＣ―２号
再生債務者　因幡　拓哉
1　決定年月日時　令和７年９月２日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月24日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月７日から令和７年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第１９４号
札幌市厚別区厚別中央１条７丁目14番30―206号
再生債務者　松本　幸代
1　決定年月日時　令和７年９月２日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月24日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月７日から令和７年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第１０号
鳥取県米子市両三柳4568番地216
再生債務者　船曳　　瞬
1　決定年月日時　令和７年９月２日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月24日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月７日から令和７年10月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（再イ）第２８７号
東京都練馬区南大泉４―49―20―103
再生債務者　尾花　美喜
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月26日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月10日から令和７年10月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第３０５号
東京都江東区亀戸９―19―７―828
再生債務者　中村　杏子（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月26日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月10日から令和７年10月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第３８０号
東京都大田区南雪谷２―17―７―502
再生債務者　吉岡知恵子
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月26日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月10日から令和７年10月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第６７号
北九州市八幡東区日の出２丁目１番30号
再生債務者　久保友莉奈
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月26日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月３日から令和７年10月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（再イ）第３２号
鹿児島市中山町325番地２
再生債務者　年永　正彦
1　決定年月日時　令和７年８月29日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月26日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月10日から令和７年10月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和７年（再イ）第７０号
仙台市太白区長町７丁目９番６号　仙台長町七丁目北社宅Ａ―302
再生債務者　中村　直樹
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年10月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第８４号
仙台市宮城野区福田町１丁目６番10―408号
再生債務者　村木　織江
1　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年10月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第１８号
茨城県守谷市松ケ丘１丁目５番地４　Ｂｏｎｎｅ　Ｃｈａｎｃｅ101
再生債務者　阪本　清隆
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年11月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和６年（再イ）第７号
茨城県常総市大房723番地５
再生債務者　村山　太陽
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（再イ）第３８号
埼玉県羽生市大字今泉690番地３
再生債務者　田島　佑基
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年11月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（再イ）第３４０号
東京都板橋区南常盤台１―14―５―605
再生債務者　岩崎　由翔
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年11月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第３４２号
東京都江戸川区西小岩１―27―29―1803
再生債務者　杉山　文子
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年11月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第３５５号
東京都葛飾区西亀有４―13―16　ストンパレスⅡ２Ａ
再生債務者　稲葉かすみ
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年11月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第３８１号
東京都中野区中央１―16―５―105
再生債務者　清水　隆生
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年11月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第５８６号
大阪市東住吉区住道矢田９丁目10番25号
再生債務者　Ｙ２建築設計こと　山下　善弘
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月６日から令和７年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第１３９号
大阪府枚方市甲斐田東町20番13号
再生債務者　髙橋　和哉
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月６日から令和７年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第２６４号
大阪市福島区福島７丁目15番１―506号
再生債務者　小松　孝之
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月６日から令和７年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第２９４号
大阪市城東区今福西４丁目４番６―710号
再生債務者　田中　圭子
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月６日から令和７年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第３３９号
大阪府大東市諸福５丁目４番38号　アムールｇｒａｎｄｉｒ201号
再生債務者　友國　辰哉
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月６日から令和７年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第３号
和歌山県日高郡美浜町大字濱ノ瀬356番地の71
再生債務者　中野　和文
１　決定年月日時　令和７年９月１日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月６日から令和７年10月20日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

令和７年（再イ）第１５号
広島県呉市本通８丁目５番14号
再生債務者　丸山　大樹
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月６日から令和７年10月20日まで
広島地方裁判所呉支部

令和７年（再イ）第４０号
大分市大字三芳278番地の６
再生債務者　益若邦来人
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再イ）第４０号
盛岡市本町通３丁目19番29号　メゾンうえだ102号
再生債務者　金澤　尚之
１　決定年月日時　令和７年９月２日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月30日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年10月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（再イ）第１４号
山形県東根市大林１丁目３番28―２号
再生債務者　後藤　大輔
１　決定年月日時　令和７年９月２日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月30日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年10月28日まで
山形地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第３３号
群馬県館林市富士原町1156番地の２
再生債務者　鯨井　大河
１　決定年月日時　令和７年９月２日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月30日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年11月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（再イ）第７７号
東京都調布市深大寺東町１丁目２番地６ヴァンヴェール深大寺Ⅰ―201
再生債務者　相澤　優果（旧姓井上）
1　決定年月日時　令和７年９月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月30日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年11月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（再イ）第８０号
東京都八王子市叶谷町1668番地３
再生債務者　幾世　博文
1　決定年月日時　令和７年９月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月30日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年11月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（再イ）第１５号
富山県射水市あおば台１丁目87番地２
再生債務者　小林　慎也
1　決定年月日時　令和７年９月２日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月30日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月７日から令和７年10月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和７年（再イ）第１３号
三重県伊賀市希望ヶ丘東２丁目２番３号
再生債務者　西澤祐一郎
1　決定年月日時　令和７年９月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月30日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月７日から令和７年10月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和７年（再イ）第１６号
山口県宇部市大字東岐波6359番地３
再生債務者　竹内　和弘
1　決定年月日時　令和７年９月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月30日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月７日から令和７年10月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和７年（再イ）第９号
宮崎県延岡市岡富町27番地　ミルフルール301
再生債務者　髙妻　俊明
1　決定年月日時　令和７年９月２日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年９月30日まで
4　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年10月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和７年（再イ）第１７６号
東京都杉並区方南１―１―６　レジディア笹塚Ⅲ　1301
再生債務者　荒井　浩治
1　決議に付する再生計画案　令和７年８月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月16日まで
令和７年８月29日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１８５号
東京都新宿区荒木町３―14　ＹＤマンション205
再生債務者　志賀　雅
1　決議に付する再生計画案　令和７年８月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月16日まで
令和７年８月29日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第２１５号
東京都府中市若松町３―20―４　欅ハイム弐番館102
再生債務者　佐藤　弘和
1　決議に付する再生計画案　令和７年８月19日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月16日まで
令和７年８月29日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第７８号
千葉県市川市相之川２丁目１番28―202号（エクレール）
再生債務者　今井　大輔
1　決議に付する再生計画案　令和７年８月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月18日まで
令和７年９月１日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再イ）第１０７号
千葉県船橋市夏見５丁目29番４―318号
再生債務者　高田　徳幸
1　決議に付する再生計画案　令和７年８月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月18日まで
令和７年９月１日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再イ）第８６号
東京都八王子市寺田町432　グリーンヒル寺田174―１
再生債務者　川合　昭治
1　決議に付する再生計画案　令和７年７月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月18日まで
令和７年９月１日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１５３号
東京都昭島市美堀町４―13―17―233
再生債務者　横塚　将輝
1　決議に付する再生計画案　令和７年８月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月18日まで
令和７年９月１日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１８９号
東京都台東区清川１―10―10―504
再生債務者　伊東　健太
1　決議に付する再生計画案　令和７年８月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月18日まで
令和７年９月１日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１９１号
東京都板橋区宮本町26―７
再生債務者　黒澤　理
1　決議に付する再生計画案　令和７年８月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月18日まで
令和７年９月１日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第２１１号
東京都狛江市猪方２―23―３
再生債務者　神村健太郎
1　決議に付する再生計画案　令和７年８月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月18日まで
令和７年９月１日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１０号
栃木県足利市五十部町1121番地10
再生債務者　井上　善平
1　決議に付する再生計画案　令和７年７月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月19日まで
令和７年８月29日
宇都宮地方裁判所足利支部

令和６年（再イ）第３７号
福島市南沢又字松北町２丁目５番地の１
再生債務者　佐藤　順一
1　決議に付する再生計画案　令和７年８月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月22日まで
令和７年９月１日　福島地方裁判所

令和７年（再イ）第１６号
茨城県土浦市並木３丁目５番３号
再生債務者　内田ゆみ子
1　決議に付する再生計画案　令和７年８月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月22日まで
令和７年９月１日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（再イ）第２８号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台４丁目13番地１
さおとめホームＢ号室
再生債務者　安納　昌之
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月22日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月22日まで
令和７年９月１日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（再イ）第２９号
栃木県宇都宮市平出町3671番地11
再生債務者　蓮見　泰史
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月26日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月22日まで
令和７年９月１日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（再イ）第２号
岐阜県揖斐郡池田町白鳥105番地の８
再生債務者　林　　啓
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月22日まで
令和７年９月１日　岐阜地方裁判所大垣支部

令和７年（再イ）第６号
岐阜県安八郡安八町南條627番地
再生債務者　水谷　　潤
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月22日まで
令和７年９月１日　岐阜地方裁判所大垣支部

令和７年（再イ）第１３号
岐阜県恵那市長島町中野100―23ビレッジハウス長島第二２―401号室（住民票上住所）五所川原市大字水野尾字清川27―３
再生債務者　太田　靖浩
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月22日まで
令和７年９月１日
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（再イ）第７号
静岡県駿東郡清水町新宿183番地の３
再生債務者　齋藤　恭司
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月22日まで
令和７年９月１日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（再イ）第１２号
茨城県土浦市桜ケ丘町38番11号
再生債務者　岡野　直治
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月27日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月24日まで
令和７年９月２日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和６年（再イ）第５８号
埼玉県児玉郡上里町大字三町681番地１
再生債務者　五十嵐正実
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月24日まで
令和７年９月１日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和６年（再イ）第５９号
埼玉県児玉郡上里町大字三町681番地１
再生債務者　五十嵐祥真
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月24日まで
令和７年９月１日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（再イ）第３０号
相模原市南区若松５丁目１番10号　サニーサイドハウス103
再生債務者　上岡　一志
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月24日まで
令和７年９月２日
横浜地方裁判所相模原支部２係

令和７年（再イ）第２号
山梨県富士吉田市上吉田4267番地の10　パルム中原302号室（前住所）東京都江戸川区松本２丁目11番18号　松本マンション301
再生債務者　五月女和美
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月４日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月24日まで
令和７年９月１日
甲府地方裁判所都留支部再生係

令和７年（再イ）第１３号
静岡県富士市久沢２丁目９番65号
再生債務者　佐野　和美
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月26日まで
令和７年８月29日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和６年（再イ）第４７号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城487番地３　第二コーワマンション207
再生債務者　石垣　彰太
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月12日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月26日まで
令和７年８月29日
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（再イ）第１３号
群馬県高崎市中尾町767番地12　リザイア301号
再生債務者　鈴木　法子
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月26日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月29日まで
令和７年９月１日　前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（再イ）第４６号
埼玉県狭山市大字水野1307番地の５
再生債務者　中野　　衛
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月29日まで
令和７年９月１日
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（再イ）第１１号
石川県小松市八里台30番地１
再生債務者　大丸谷　悟
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月29日まで
令和７年９月２日　金沢地方裁判所小松支部

令和７年（再イ）第５号
石川県小松市平面町ヨ45番地１ジャラン小松店２階（従前の住所）栃木県那須塩原市豊浦中町100番地736カノン中町Ｃ―203号
再生債務者　福田　晃弘
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月29日まで
令和７年９月２日　金沢地方裁判所小松支部

令和７年（再イ）第４３号
大阪府羽曳野市高鷲４丁目９番３―302号
再生債務者　水田　　愛
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月29日まで
令和７年９月１日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和７年（再イ）第１０５号
札幌市南区石山３条６丁目５番17号
再生債務者　菅原　玲良
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月22日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月30日まで
令和７年９月２日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第１４号
函館市柏木町５番23―303号　パオス柏木
再生債務者　川口　　一
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月30日まで
令和７年９月２日　　函館地方裁判所

令和７年（再イ）第１６号
北海道中川郡幕別町南町74番地の４
再生債務者　福田大一郎
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月30日まで
令和７年９月２日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和７年（再イ）第３４号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3792番地９
再生債務者　船見　裕太
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月30日まで
令和７年９月２日
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（再イ）第４２号
埼玉県比企郡川島町大字中山2058番地８
再生債務者　古川　晋也
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月22日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月30日まで
令和７年９月２日
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（再イ）第２号
沖縄県宮古島市上野字上野392番地　上野第一市営住宅４棟301号室
再生債務者　西川　　健
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月22日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月30日まで
令和７年９月２日　那覇地方裁判所平良支部

令和７年（再イ）第１４号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目173番地61（Ｄ―301）
再生債務者　こんどう歯科こと　近藤　隆信
１　決議に付する再生計画案　令和７年７月25日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年９月16日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月16日まで
令和７年８月26日
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和６年（再イ）第６１号
鹿児島市桜ヶ丘６丁目22番地９　セジュールパークⅣ　102号
再生債務者　出口　亮平
１　決議に付する再生計画案　令和７年５月12日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年９月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月19日まで
令和７年８月29日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和７年（再イ）第３１号
神戸市北区南五葉３丁目３番15―301号
再生債務者　水口　　悠
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年９月22日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月22日まで
令和７年９月１日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和７年（再イ）第４７号
岡山市中区海吉2112番地10
再生債務者　大橋　祐作
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月26日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年９月22日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月22日まで
令和７年９月１日
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（再イ）第１７号
岡山県津山市東一宮５番地４
再生債務者　船引　明美
１　決議に付する再生計画案　令和７年７月15日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年９月22日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月22日まで
令和７年９月１日　岡山地方裁判所津山支部

令和７年（再イ）第１３号
兵庫県宝塚市口谷東２丁目７番６号
再生債務者　加登　裕士
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月18日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年９月24日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月24日まで
令和７年９月２日
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和７年（再イ）第２０号
岡山県倉敷市老松町３丁目７番24―401号　アルファステイツ老松町四番館
再生債務者　山下　雄三
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年９月24日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月24日まで
令和７年９月２日　岡山地方裁判所倉敷支部

令和７年（再イ）第２号
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字太田西128番地３
再生債務者　藤本　　健
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月26日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年９月24日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月30日まで
令和７年９月２日　徳島地方裁判所美馬支部

令和７年（再イ）第１３号
熊本県宇城市小川町江頭464番地10　ゆとりす小川６棟101
再生債務者　河島　美由
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月18日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年９月24日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月24日まで
令和７年９月２日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再イ）第２号
鹿児島県南九州市川辺町野崎3829番地３（フォレストタウン川辺　Ａ棟508号室）
再生債務者　佛淵　　猛
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月25日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年９月29日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月29日まで
令和７年９月１日
鹿児島地方裁判所知覧支部

令和６年（再イ）第４３号
広島県廿日市市大野中央２丁目13番６号
再生債務者　植西なつみ
１　決議に付する再生計画案　令和６年12月11日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年９月30日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月30日まで
令和７年９月２日
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第４０号
愛媛県松山市高岡町１番地１
再生債務者　木ノ上みゆき
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年９月30日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月30日まで
令和７年９月２日　　松山地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第２号
高知市一宮しなね１丁目24番19―７号
再生債務者　中屋　文宏
１　決議に付する再生計画案　令和７年７月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年９月30日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月30日まで
令和７年９月２日
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和７年（再イ）第２１号
宮崎市花ケ島町観音免907番地２
再生債務者　藤原　厚子
１　決議に付する再生計画案　令和７年８月22日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年９月30日
３　再生計画案に対する回答期間　令和７年９月30日まで
令和７年９月２日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和７年（再ロ）第８号
広島県山県郡北広島町長笹774番地１
再生債務者　内田　龍介
１　決定年月日時　令和７年８月29日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月26日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月３日から令和７年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（再ロ）第１号
鹿児島県西之表市国上3657―25、住民票上の住所神奈川県足柄上郡大井町金子1055番地10
再生債務者　野崎　徳生
１　決定年月日時　令和７年８月29日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月26日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月10日から令和７年10月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和７年（再ロ）第１号
宮城県伊具郡丸森町小斎字西北原４番地１
再生債務者　目黒　憲男
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年10月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（再ロ）第５号
埼玉県本庄市児玉町児玉1236番地９
再生債務者　佐久間敬之
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年11月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（再ロ）第５号
新潟市中央区上大川前通１番町154　フィール白山公園1005
再生債務者　坂井　美徳
１　決定年月日時　令和７年９月１日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年９月29日まで
４　一般異議申述期間　令和７年10月14日から令和７年11月４日まで
新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和７年（再ロ）第１０号
大阪府守口市緑町１番５―602号
再生債務者　上岡　祐己
１　意見聴取に付する再生計画案　令和７年８月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和７年９月29日まで
令和７年９月１日
大阪地方裁判所第６民事部

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和７年（チ）第２３号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2982番地15
申立人　望月　美穂
住所・居所　不明
所有者　明石　甚八
届出期間満了日　令和７年10月28日
令和７年８月29日　熊本地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　熊本市西区島崎３丁目
地番　492番
地目　畑
地積　82平方メートル

令和７年（チ）第５号
熊本県人吉市中青井町265番地
申立人　くま川鉄道株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）球磨郡相良村大字柳瀬2164番地
共有者　山本　　武
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）球磨郡相良村大字柳瀬2240番地
共有者　上米良利晴
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）球磨郡相良村大字柳瀬2500番地
共有者　中村　清熊
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）球磨郡相良村大字柳瀬2219番地
共有者　平川　喜澄
届出期間満了日　令和７年10月20日
令和７年８月26日　熊本地方裁判所人吉支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　球磨郡相良村大字柳瀬字十島
地番　2279番１
地目　宅地
地積　224.37平方メートル
共有者　山本　　武の共有持分　36分の１
共有者　上米良利晴の共有持分　36分の１
共有者　中村　清熊の共有持分　36分の１
共有者　平川　喜澄の共有持分　36分の１

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月十日
東京都世田谷区瀬田四丁目三五番六号
（甲）合同会社ルビーランド
代表社員　高石　朋和
東京都目黒区目黒一丁目四番一六号
（乙）合同会社ロイヤルブルー
代表社員　高石　朋和

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　六十四頁（号外第一五九号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十一日
掲載頁　八十六頁（号外第一二九号）
令和七年九月十日
横浜市港北区新横浜一丁目三番九号
（甲）株式会社アクリア
代表取締役　木戸岡　稔
大阪市淀川区西中島七丁目四番二一号
（乙）エープラス株式会社
代表取締役　溝田　英明

合併公告
左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和七年十一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を行うことを決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十九日
掲載頁　六十九頁（号外第一七二号）
令和七年九月十日
京都市東山区一橋野本町一一番地の一
（甲）三洋化成工業株式会社
代表取締役　樋口　章憲
愛知県東海市新宝町三一番地の一
（乙）三洋化成ロジスティクス株式会社
代表取締役　古賀　利弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十一月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十八日

掲載頁　九頁

令和七年九月十日

北海道上川郡美瑛町字大村村山

（甲）株式会社フェルムラ・テール

代表取締役　酒井　宏彰

東京都世田谷区三宿一丁目四番二四号

（乙）株式会社ラ・テール

代表取締役　酒井　宏彰

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社山楽（乙、名古屋市守山区小六町二〇番二五号）の遊技場（所在名古屋市守山区小六町八番一〇号　名称ＧＯＧＯ千代田及び所在名古屋市守山区小六町二〇番二五号山楽マンション一階全部　名称スロットハウス千代田）経営事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十九日

掲載頁　五十四頁（号外第一八七号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十九日

掲載頁　五十五頁（号外第一八七号）

令和七年九月十日

名古屋市中区丸の内二丁目一二番一三号

株式会社Ｙ．Ｍ．Ｒ愛知

代表取締役　山本　洋平

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のフェルムラ・テール事業を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十一月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十八日

掲載頁　九頁

令和七年九月十日

京都府京都市南区西九条高畠町三五番二号

（甲）株式会社美十

代表取締役　酒井　宏彰

東京都世田谷区三宿一丁目四番二四号

（乙）株式会社ラ・テール

代表取締役　酒井　宏彰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月十六日であり、組織変更後の商号は株式会社ＰＯＮＯとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

北海道函館市本町六―一二ブリック函館三〇三

合同会社ＰＯＮＯ

代表社員　渡部　耕平

組織変更公告

当会社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月十一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＨＯＢＢＹ　ＭＡＳＴＥＲＳとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

群馬県館林市花山町二二二五番地

合同会社ＨＯＢＢＹ　ＭＡＳＴＥＲＳ

代表社員　渡邊　光祐

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

東京都港区東麻布二丁目三五番一号ＫＣビル六Ｆ

合同会社ＴＨＲＥＥ―Ｒ

代表社員　野内　美穂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

東京都港区西新橋二丁目一五番七号ＭＳＣ

西新橋ビル三階　合同会社プレスティシモ

代表社員　吉村　昌美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

東京都港区西新橋二丁目一五番七号ＭＳＣ

西新橋ビル三階　合同会社クレッシェンド

代表社員　株式会社ネクストステップ

職務執行者　吉村　史明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

東京都中央区八丁堀四丁目六番五号五階

エコウィンドファーム合同会社

代表社員　名畑　和政

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

東京都中央区八丁堀四丁目六番五号五階

ノースウィンド合同会社

代表社員　名畑　和政

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

東京都新宿区山吹町三五三番地

ＳＢウィンド合同会社

代表社員　名畑　和政

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社ミツ・エイとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

福井県越前市小松一丁目一番三一号

合同会社ミツ・エイ興業

代表社員　丸山ニクソン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

福岡市博多区麦野四丁目三八番二〇号

ボンエコービル三〇三号

ソルト＆ローズ合同会社

代表社員　坂口　志穂

組織変更公告

当組合は、令和七年八月十七日開催の総会の決議により認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年九月十日

長崎県五島市奥浦町一五九八番地四

奥浦生産森林組合

組合長　松尾　弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://industrial-x.jp/ir

令和七年九月十日

東京都港区芝公園一丁目一番一号

株式会社ＩＮＤＵＳＴＲＩＡＬ―Ｘ

代表取締役　八子　知礼

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を百万円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　一一〇頁（号外第一五〇号）
令和七年九月十日
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号
T’s建築株式会社
代表取締役　豊原　善弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十日
高知県吾川郡いの町波川一七三三番地一
有限会社高知熱帯魚サービス
代表取締役　久武　啓士

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

また、資本金の額の減少額、四千万円を資本準備金に充当いたします。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十日
福岡市博多区博多駅前二丁目四番一四号富貴ビル
共益商事有限会社
代表取締役　四条　武雄

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千四百十万円減少し、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月十日
札幌市白石区米里五条一丁目六番五号
株式会社山口ホールディングス
代表取締役　山口　敦司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円、資本準備金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月九日
掲載頁　六十六頁（号外第一五七号）
令和七年九月十日
東京都港区赤坂四丁目九番一七号
株式会社コンパクトシーク
代表取締役　安野　実

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十日
埼玉県久喜市久喜東二丁目二八番二七号
大東武観光株式会社
代表取締役　中島　秀雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十日
東京都千代田区岩本町一丁目三番一号
株式会社中野商店
代表取締役　中野光一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十日
新潟県南魚沼市余川一八三〇番地一
株式会社丸川屋工務店
代表取締役　川邊　哲夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十日
京都市南区唐橋平垣町八番地
株式会社ニッシン
代表取締役　横江　浩司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十日
大阪市北区堂山町九五番地
株式会社信栄商会
代表取締役　山本　昌広

限定承認公告

本籍茨城県東茨城郡大洗町磯浜町二九三一番地一四、最後の住所茨城県東茨城郡大洗町磯浜町二九三一番地の一四

被相続人　亡　鳥谷峰則充

右被相続人は令和五年十二月四日死亡し、その相続人は令和七年八月二十九日水戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年九月十日
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町二九三一番地の一四
限定承認者　鳥谷峰奈緒美

限定承認公告

本籍韓国慶尚南道固城郡固城邑松鶴洞、最後の住所東京都世田谷区世田谷一丁目三四番一号

被相続人　亡　李　徳弘（通称　葉山　徳弘）

右被相続人は令和六年十月十二日死亡し、その相続人は令和七年八月二十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年九月十日
京都府京都市右京区梅津神田町四七ジオ四条桂川ブライトコア二〇三
限定承認者　葉山　駿

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十八億七千五百八十万九千八百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp
令和七年九月十日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
黒岩レジデンシャル特定目的会社
取締役　髙山　知也

訂正公告

令和七年九月二日掲載の組織変更公告中、住所「東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号」とあるは「東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月十日
東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九
合同会社リバイラル
代表社員　坂本　純一

訂正公告

令和七年九月二日（号外第一九八号）掲載の解散公告中、現住所に「長野県大町市美麻二八九三九番地一三」とあるは「長野県大町市美麻二〇九三九番地一三」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月十日
長野県大町市美麻二〇九三九番地一三
株式会社アコルス
代表清算人　宮田　明彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和四年四月二十七日（号外第九十三号）公布総務省令第三十四号（科学技術研究調査規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一三	改正後欄 八		第一項	第二項
令和七年八月十三日財務省告示第二百二十二号（大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件）（原稿誤り）				
五	上	二三	二十万三千七百六十八万トン	二十万三千七百六十八トン